

住民票の写しの広域交付について

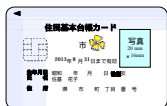
【1】住民票の写しの広域交付の請求（法第12条の2第1項）

住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した写真付きの免許証等を提示（法第12条の2第1項及び施行規則）

請求に際し明らかにする事項（施行規則）
 住民票の写しの広域交付の請求である旨
 請求者の「氏名と住所」
 住民基本台帳カード以外の免許証等を提示した場合には、請求者の「住民票コード」又は「生年月日と性別」
 請求に係る住民の「氏名と住所」（住民票の写しの広域交付の場合自己又は同一世帯に属する者に限る。）



住民基本台帳カード



または

官公署が発行した免許証等



交付地市町村

【2】交付地市町村長から住所地市町村長への通知（法第12条の2第2項・第5項）

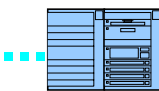
送信情報（施行令）
 請求があった旨
 請求者の氏名
 請求者の住民票コード
 住民票の写しに記載する者
 続柄・住民票コードの請求の有無

専用回線

CS

CS

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（総務省告示）



既存住基システム

専用回線

住所地市町村

【4】住民票の写しの交付（法第12条の2第4項）

交付地市町村長は、住所地市町村長からの通知に基づき住民票の写しを作成し、（施行令）その旨を認証文として記載（施行令）

【3】住所地市町村長から交付地市町村長への通知（法第12条の2第3項・第5項）

送信情報（施行令）
 氏名
 生年月日
 性別
 続柄（選択）
 住民となった年月日
 住所
 住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
 住民票コード（選択）